

[新型コロナウイルスの感染拡大への対応について (2022年4月8日)]

在学生・教職員の方へ

新型コロナウイルス感染症の流行の拡大を防ぐためご理解とご協力、ならびに適切な対応をお願いします。なお、日々状況が変化していくため、定期的に最新の情報をご確認ください。

## 1. 基本的な感染防止対策

飛沫感染、接触感染が中心と見られていますので、通常の感染予防(手洗い、アルコールによる手指消毒、マスク使用等による咳エチケット)を徹底するようにしてください。特に、「換気の悪い密閉空間」「多くの人密集」「近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声」という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数(5人以上)や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話(カラオケなど)、狭い空間での共同生活(寮の部屋など)、居場所の切り替わり(更衣室、休憩室など)といった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

## 2. 授業の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」と定められ、治癒するまで出席停止となります。

### ① 新型コロナウイルス陽性者と診断された場合

- ・ 保健室に電話で報告をしてください(03-5382-6287)。
- ・ 療養期間については、保健所または医療機関の指示に従ってください。
- ・ 保健所からの指示がない場合には、基本の療養期間を参考にして下さい。
  - 症状がない場合： 検査日から7日間
  - 症状がある場合： 症状が出た日から10日間かつ、症状軽快日から3日間経過まで

### ② 濃厚接触者とされた場合

- ・ 保健室に電話で報告をしてください(03-5382-6287)。
- ・ 自宅待機期間については、保健所や医療機関の指示に従ってください。
- ・ 保健所からの指示がない場合には、基本の療養期間を参考にして下さい。
  - 陽性者との最終接触日の翌日から7日間

\*療養期間および自宅待機期間は、住環境、症状、行政の対応等により基本と異なる場合もあります。

③ 感染症が心配な場合

- ・ 発熱等の症状が生じた方は、かかりつけ医または居住地の保健所に開設されている「発熱相談センター」(地域により名称が異なることがあります)に電話で相談して指示に従ってください。
- ・ 大学への質問がある場合は、登校・出勤せず、まずは電話で担当部署へ問い合わせてください。

**3. 海外渡航について**

- ・ 外務省は、新型コロナウイルス等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたり 特に注意が必要と考えられる国・地域について安全情報を発出しています。詳細は以下の URL をご確認ください。

外務省海外安全 HP「各国に対する感染症危険情報の発出」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2022T038.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2022T038.html#ad-image-0)

- ・ 全ての国・地域から入国される全ての方は、出国前 72 時間以内の検査証明の取得、入国時の P C R 等検査、誓約書の提出、入国後一定期間の公共交通機関不使用及び自宅等待機などが求められていますのでご注意ください。詳細は以下の URL をご確認ください。

外務省海外安全 HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C084.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C084.html)

以 上